

静岡県人事委員会は、静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1280

静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-297）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(実績簿) 第8条 任命権者は、職員が次の各号に掲げる業務に従事したときは、当該各号に定める特殊勤務実績簿を作成し、これを保管しなければならない。 (1) 条例第3条から第7条までに規定する業務 様式第1号の特殊勤務実績簿 (2) (略)	(実績簿) 第8条 任命権者は、職員が次の各号に掲げる業務に従事したときは、当該各号に定める特殊勤務実績簿を作成し、これを保管しなければならない。 (1) 条例第3条から第7条まで及び第9条に規定する業務 様式第1号の特殊勤務実績簿 (2) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。